

◆市町村支援のためのデジタル人材の確保に係る地方財政措置

デジタル人材が逼迫する中で、特に小規模市町村において人材確保が進んでいないこと等を踏まえ、都道府県等が市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費に係る特別交付税措置を講じている（令和5年度～）。

特別交付税措置の概要

○ 対象経費

- ・ **都道府県（連携中枢都市等含む）による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の人件費、民間事業者への委託費、募集経費** 等
- ・ 上記の経費の一部につき**市町村の負担金**が生じる場合の当該**負担金**

市町村支援業務の想定事例

- ・ DX・情報化計画等の策定・見直し案の作成
 - ・ 標準化・クラウド化に向けた助言・仕様調整
 - ・ デジタル技術等も活用した業務見直し（BPR）、システム発注支援
 - ・ データ利活用に関する助言
 - ・ 人材育成（研修企画・講師等）
 - ・ セキュリティ研修・監査支援
- 等

<都道府県による市町村支援（イメージ）>

（職員として採用する場合）



○ 措置額

- ・ 対象経費に**0.7**を乗じた額

○ 対象期間

- ・ **令和7年度**まで（「自治体DX推進計画」の計画期間と同様）